

仕様書

令和8・9年度国立文楽劇場舞台映像設備保守点検業務

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場舞台技術課音響映像係

仕 様 書

1. 件名 令和8・9年度国立文楽劇場舞台映像設備保守点検業務

2. 業務履行場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、「振興会」という。）

国立文楽劇場 文楽劇場及び小ホール等

大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

国立文楽劇場（以下、「劇場」という。）構外での作業が発生した場合は、振興会国立文楽劇場舞台技術課音響映像係（以下、「担当係」という。）と協議の上、当該機器に適した工場及び試験場を選び最適の状態で行うものとする。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 業務内容

別紙「保守点検仕様内訳」を参照の上、以下の保守点検業務を行うこと。

(1) 点検（測定、清掃を含む。）

(2) 整備（調整を含む。）

(3) 補修

(4) 日常運用に伴う設備上の技術管理と調整

(5) 試験成績及び作業内容図書の作成並びに報告書の提出

(6) 主だった機器（カメラ装置、ITV装置）に不具合が生じた場合に緊急対応を行うこと。

5. 業務範囲

本仕様書によって行われる点検方法及び点検内容並びに本仕様書内で規定される規格は、各設備機器納品時の完成図書試験成績書を基準とし、担当係の判定に基づくものとする。

6. 業務時間及び日程

(1) 業務時間は、原則として9:00から22:00の間とし、当該時間内で作業を行うものとする。

(2) 業務日程と内容については、受託者と担当係が協議の上で決定するが、担当係が特に要請した場合は、速やかに出向し、本業務を行うものとする。

7. 現場責任者及び副責任者の選任等

(1) 現場責任者及び副責任者の選任

受託者は本件の従事者の中から現場責任者（以下、「責任者」という。）1名、現場副責任者（以下、「副責任者」という。）1名を選任し、担当係に報告すること。

(2) 責任者の条件

責任者は、舞台映像設備保守点検業務の経験を5年以上有すること。

(3) 責任者及び副責任者の責務

①責任者は、次の責務を負うものとする。

ア. 全作業を統括し、振興会に対して従事者を代表する。

イ. 従事者の出退勤を正確に把握する。

- ウ. 作業終了時には、必ず担当係の検査・承認を受ける。
- ②責任者が不在の時には、副責任者をもって責任者の職務を代行させる。
- (4) 従事者名簿の作成と提出
受託者は、振興会に対し契約後直ちに保守点検業務従事者名簿を作成し提出すること
(責任者については、7.(2)の条件を確認できる経歴等も記入すること)。
8. 報告書の提出
受託者は、業務完了後、速やかに保守点検報告書を担当係に提出すること。
9. 費用の負担
(1) 本業務に要する人材及び工具・測定器等の調達費用については受託者の負担とし、補充の必要が検出された交換品等の費用については振興会の負担とする。
(2) 履行開始時の業務引継ぎ及び終了時の引渡しに係る経費は一切受託者の負担とする。
(下記「17. 契約の終了」参照のこと)
10. 従事者の心得
(1) 従事者は、作業実施中名札を着用すること。
(2) 高所等危険な箇所での作業を行う場合は、墜落制止用器具やヘルメット等を着用し安全対策を行うこと。
(3) 喫煙は、指定された場所のみで行うこと。
(4) 作業終了の際は、火気の確認を徹底し、担当係に退出することを告げること。
11. 代行の禁止
受託者は、文書による振興会の事前承諾なしに、業務の一部又は全部を第三者に代行又は受託させてはならない。
12. 施設・設備の保全
受託者は本業務を行うに際し、劇場の施設、設備及び備品等の保全に協力するものとする。
13. 労働法上の責任
受託者は本業務の従事者に対し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険諸法令その他法令に定められた事業主としての責を負い、振興会に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
14. 損害賠償
(1) 受託者は自己の責に帰すべき事由により、劇場の施設、設備若しくは備品に損害を与える。又は正常な公演及び業務を妨げるに至った場合には、自己の賠償の責に任ずるものとする。
(2) 振興会は自己の責に帰すべき事由により、受託者の責務の履行を妨げ、かつ損害を与えた場合に限り、受託者に契約代金の全部又は一部を補償するものとする。
(3) 天災、不可抗力により本業務の履行が困難となった場合には、両当事者はその責を負わない。
15. 守秘義務
受託者は本契約履行中であると本契約終了後であると問わず、業務の履行に際して知り得た守秘事項の一切を本件業務以外の目的に利用しないこと。
16. 契約の変更

契約書の内容に追加又は変更する必要が生じた場合には、書面によらなければ効力を生じない。

17. 契約の終了

- (1) 契約満了又は失効した際、受託者は次の受託者が円滑に業務を引継ぐことができるよう業務を引渡さなければならない。
- (2) 前号の場合、受託者は直ちに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、業務の引渡しに要する物についてはこの限りではない。

18. 設備の更新等による点検内容の変更

設備の更新等による点検内容の変更については、これに対応すること。

19. 連絡体制

受託者は劇場の主だった機器の保守点検の体制表を提出すること。

20. その他不明な点

その他不明な点については、担当係と協議の上遂行すること。

以上

保守点検仕様内訳

文楽劇場映像設備

1. 保守対象

(1) カメラ装置

Panasonic	AW-UE50K	7台
TAKEX	PTZ-920AH	1台
	VSC-DN950HV	8台
JUNS	JLC-CON-DX	1台
Ikegami	ISD-220HD	4台
TOA	H-C1110	1台
Panasonic	AW-HE70SW9	1台

(2) ITV装置

① 信号処理機

RIEDEL	ARTIST32	1台
RIEDEL	MediorNet MicroN	3台

② 映像切替装置

RIEDEL	DSP-2312	6台
RIEDEL	DSP-2318	9台

③ 回線設備

分配器、ブースター、モニターを含む。

④ 周辺機器

MASPRO	HDEC3MD	4台
NIPPONANTENNA	HEC-061	1台

(3) モニターTV

TOSHIBA	REGZA65M530X	2台
	REGZA32V3	3台
EIZO	EV2785-BK	5台
	EV2451-BK	10台
SONY	PVM-A170	3台

(4) アンウンス室映像設備

HITACHI	VKC-C979	2台
---------	----------	----

(5) 舞台運営監視装置

	特型	一式
--	----	----

2. 保守内容

- (1) 操作部等の部品点検、動作点検
- (2) 信号確認
- (3) 各部のレベル調整、設定
- (4) ズームレンズの動作点検
- (5) 清掃

3. 時期

計画的に作業を各月に振り分け、1年間で保守点検業務を完了すること。
2年目も同様に行うこと。

小ホール映像設備

1. 保守対象

(1) カメラ装置			
Ikegami	ISD-220HD	2 台	
	PCS-300HD	1 台	
3D	TPD-HD310	1 台	
(2) ITV 装置			
① 回線設備			
	分配器、ブースター、モニターを含む。		
② 周辺機器			
Blackmagic design	OpenGear Frame0G3-FR-C-P	2 台	
	Converter Audio to SDI	6 台	
	Converter SDI Distribution	6 台	
	Converter SDI to Analog	1 台	
	Converter SDI to HDMI	6 台	
TOA	C-VD6	1 台	
MASPRO	HDEC3MD	6 台	
(3) 直接モニター装置			
① ネットワーク回線			
② 送受信機			
Gefen	EXT-HDKVM-LANTX	6 台	
	EXT-HDKVM-LANRX	1 6 台	
	EXT-CU-LAN	1 台	
③ 周辺機器			
Allied Telesis	AT-XS916MXT	2 台	
MASPRO	LCV3	1 台	
(4) ロビー大型モニターTV			
LG	55U7500	1 台	

2. 保守内容

- (1) 操作部等の部品点検、動作点検
- (2) 信号確認
- (3) 各部のレベル調整、設定
- (4) ズームレンズの動作点検
- (5) 清掃

3. 時期

計画的に作業を各月に振り分け、1年間で保守点検業務を完了すること。
2年目も同様に行うこと。

一般放送設備

1. 保守対象

- (1) 回線設備
分配機、ブースター、モニターを含む。
- (2) 周辺機器
NIPPON ANTENNA HEM-770 HEC-061 1 台

2. 保守内容

- (1) 操作部等の部品点検、動作点検
- (2) 信号確認
- (3) 各部のレベル調整
- (4) 清掃

3. 時期

年1回の保守点検を行うこと。

2年目も同様に行うこと。

中継室映像設備

1. 保守対象

(1) モニター装置

Panasonic	TH-49DX750	1台
SHARP	LC-32H30	1台
TOSHIBA	REGZA 24S11	1台
Tac SYSREM	T3S-2000	2台
MASPRO	WSA30S	1台

2. 保守内容

- (1) 操作部等の部品点検、動作点検
- (2) 信号確認
- (3) 清掃

3. 時期

計画的に作業を各月に振り分け、1年間で保守点検業務を完了すること。

2年目も同様に行うこと。

AV室映像設備

1. 保守対象

光回線設備（客席、AV室、中継室、中継車盤）

2. 保守内容

- (1) 各部の電気的特性点検
- (2) コネクター等の部品点検、動作点検
- (3) 清掃

3. 時期

年1回の保守点検を行うこと。

2年目も同様に行うこと。

その他

1. 保守対象

(1) プロジェクター及び送出設備

Panasonic	PT-RZ12K	1台
Panasonic	PT-Z780JB	1台
IMAGENICS	SL-82A	1台
JVC	SR-HD2700	1台
TASCAM	BD-01U	1台
SONY	DSR-25	1台
Panasonic	AJ-D850	1台

(2) 中継回線（中継室、中継車盤）

2. 保守内容

- (1) 各部の電気的特性点検
- (2) 操作部等の部品点検、動作点検
- (3) 各部のレベル調整
- (4) 清掃

3. 時期

年1回の保守点検を行うこと。

2年目も同様に行うこと。